

広島県告示第七百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
訪問看護ステーション あかり	庄原市川北町五三四番 地三	庄原市西城町大佐五 一四八番地一	令和六年五月一 日
ナーシングケアゆうゆ う高木	府中市高木町七二一番地	府中市高木町二〇番地 一	令和五年六月一 日
訪問看護ステーション リンク	東広島市西条大坪町九番 五二号大坪モールA一 二	東広島市西条昭和町八 番地三二号ルミエール 昭和町一〇一	令和二年四月一 日